

平成28年度における特別養護老人ホームの整備について（案）

盲養護老人ホーム「船岡寮」の移転整備に伴い、広域型の特別養護老人ホーム（以下「特養」という。定員65名）を一体的に整備することとなり（平成28年度当初開設予定）、現在平成26年度当初予算に整備費補助の要求を行っています。

平成28年度利用開始分の施設の定員数については、今後、第6期京都市長寿すこやかプラン（平成27年度～平成29年度）の策定段階において、御審議いただきますが、今回、平成28年度の広域型特養の整備枠（暫定）として65名分を設けることとし、船岡寮に併設される特養への補助が予算化された場合、当該整備枠に充てることをお諮りします。

1 盲養護老人ホーム「船岡寮」について

(1) 施設概要

- 盲養護老人ホーム船岡寮は、視覚障害のある高齢者のための京都府下唯一の盲養護老人ホーム（※）で、極めて公益性の高い施設です。
 - ※ ・ 視覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム。
 - ・ 入所の可否等を市町村が決定する「措置施設」であり、設置基準上も特別に位置付けられるなど、整備に当たり、公益上特別の配慮を行う必要性が高い。
 - ・ 全国で49箇所ある。（概ね都道府県に1箇所）
- 昭和49年、市有地（北区紫野花ノ坊町11）に社会福祉法人京都ライトハウスが建設し、運営しています。
- 施設状況
 - ・ 昭和49年4月竣工、鉄筋コンクリート造3階建て
 - ・ 地積 1190㎡ 延床面積 1240㎡
 - ・ 定員50名、約10㎡に2人の入居環境（4畳半の和室）、トイレは男女共用
 - ・ 耐震性はある、消防設備は整っている。
- 入所者（50名）の状況（24年度）
 - ・ 平均年齢 82.4歳
 - ・ 平均要介護度 2.97
 - ・ 要介護3以上が20名（要介護3：9名 要介護4：6名 要介護5：5名）

(2) 移転整備の必要性

昭和49年に建築されてから39年が経過し、老朽化・狭あい化が著しくなっており、移転整備が喫緊の課題となっています。

(3) 視覚障害者を優先的に受け入れる特養の一体的整備

- 船岡寮においては、要介護状態が重い入所者が増えており、特養レベルの入所者が4割を占めるに至っています。これは、視覚障害のある高齢者が安心して入所できる特養が現在京都府下になく、船岡寮への入所を続けざるを得ないためです。

- 今回、船岡寮の移転整備に当たっては、視覚障害のある高齢者を優先的に受け入れる特養（定員65名）を併設し、一体的に整備することが計画されています。

(参 考)

【移転整備用地】

所在地：中京区西ノ京新建町3番ほか、地積：約2,000 m²

【移転新築計画】

盲養護老人ホーム 定員：50名 約11 m²に1人（個室化）

特別養護老人ホーム 定員：65名 約14 m²に1人（個室化）

ショートステイ 定員：9名 約14 m²に1人（個室化） 等

【移転整備期間】

概ね2箇年の事業（26年度着工、27年度竣工、28年度当初開設）

【視覚障害者のための特養】

全国で29箇所。近畿では、奈良県に2箇所、兵庫県に1箇所、三重県に1箇所。

2 移転整備計画に対する京都市の見解について

- 「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」及び「第5期京都市民長寿すこやかプラン」において、本市として、船岡寮の整備支援を掲げています。
- 船岡寮に併せて、視覚障害者を優先的に受け入れる特養が新たに整備されることによって、現在、視覚障害ゆえに一般の特養に移ることが難しく、船岡寮に入所し続けている入所者の新たな受入先ができることとなります。
さらに、船岡寮入所者のみならず、在宅の重度の要介護状態にある視覚障害者が安心して入所できる特養が、今回、府内で初めて誕生することとなります。
- 船岡寮と併設される特養は、船岡寮において要介護状態が重くなった入所者等の受け皿として、船岡寮と一体不可分のものであるため、本市としても、その整備を支援していく必要があると考えます。

3 京都市民長寿すこやかプランとの関係について

(1) 介護保険事業計画との関係

- 施設整備枠については、通常、次期プランを策定する中で御審議いただきます。
しかし、広域型特養（定員30名以上）は、規模が大きく整備に概ね2年間を要することから、次期プランの早い時期に開設されるものについては、整備目標数を確定してから整備を開始したのでは間に合わないため、暫定の施設整備枠を設定しています。
平成25年3月22日の本推進協議会では、平成27年度利用開始分に係る施設定員数（暫定分）設定の御承認をいただきました。
- 船岡寮と併設される特養については、28年度当初開設の事業として、現在整備費補助の予算要求を行っています。補助が予算化されれば、26年度早々に整備を開始する必要があります。今回、平成28年度の広域型特養の整備枠（暫定）として65名分を設けることとし、補助が予算化された場合、当該整備枠に充てることとしたいと考えています。これは、第6期プランの施設整備枠の一部となります。

- これ以外の、28年度利用開始の広域型施設については、第6期プランの中間報告（平成26年11月頃）以降に公募を行います。
- なお、介護保険事業計画を3年毎に策定する以上、整備に概ね2年間に要する広域型施設の整備枠については、平成27年度利用開始分に係る施設定員数の設定や、今回の船岡寮と併設される特養のように、どうしても暫定的な取扱いが必要となります。
一方で、国は「第6期以後の介護保険事業計画は、2025年のサービス水準、給付費や保険料水準も推計して記載し、中長期的な視点も含めた施策の実施に取り組むことが必要」としていることから、第6期プランの策定に際しては、施設整備枠についても中長期的に設定できないか、検討してまいります。

(2) 事業者選定の方法

特養の施設整備枠については、現在公募により事業予定者を選定していますが、今回の視覚障害者を優先的に受け入れる特養については、船岡寮において要介護状態が重くなった入所者の受け皿として、船岡寮と一体不可分のものであるため、公募によらずに整備枠を付与することといたします。

(参 考) 【特養整備数の推移】

		第4期			第5期		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
特 養	施設数	4	1	7	5	5	6
	定 員	88	75	329	185	206	226
広域型	施設数	1	1	5	1	1	1
	定 員	21	75	280	69	90	100
地 域 密着型	施設数	3	0	2	4	4	5
	定 員	67	0	49	116	116	126

		第6期		
		27年度	28年度	29年度
特 養	施設数	1	1	—
	定 員	170	65	—
広域型	施設数	1	1	—
	定 員	110	65	—
地 域 密着型	施設数	—	—	—
	定 員	60	—	—

暫定分。
選定済み

今回の暫定分

暫定分

※ 整備予定分を含む。